# 省　令

**○総務省令第百十六号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）に基づき、無線従事者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十四日

総務大臣　武田　良太

無線従事者規則の一部を改正する省令

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （免許証の交付） | （免許証の交付） |
| **第四十七条**　総務大臣又は総合通信局長は、免許を与えたときは、別表第十三号様式の免許証を交付する。 | **第四十七条**　［同上］ |
| 2　前項の規定により免許証の交付を受けた者は、無線設備の操作に関する知識及び技術の向上を図るように努めなければならない。 | ［新設］ |
| 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○経済産業省令第八十七号**

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項及び第四項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十四日

経済産業大臣　梶山　弘志

国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年経済産業省令第百八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （財務諸表） | （財務諸表） |
| **第十四条**　研究所に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書とする。 | **第十四条**　研究所に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 |
| **第十五～十六条**　［略］ | **第十五～十六条**　［略］ |
| （通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類） | （通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類） |
| **第十七条**　研究所に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書とする。 | **第十七条**　研究所に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書、連結附属明細書とする。 |
| 備考　表中の［　］は注記である。 | |

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、令和二年十二月十五日から施行する。

（財務諸表の作成に係る経過措置）

2　この省令による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第十四条の規定及び第十七条の規定は、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。